

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	佐渡市立小学校及び中学校の児童生徒、新潟県立佐渡中等教育学校前期生のうち、遠距離から通学する者を支援し、児童等の保護者に対して通学費を補助する。
補助事業者	遠距離通学児童生徒の保護者
補助対象経費	定額
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	定額
	○少額（5万円以下）補助金の理由 遠距離通学に係る児童生徒の交通費支援のため。
補助率等	定額
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
数値目標等	無
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法  遠距離通学に係る児童生徒の交通費支援のため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 学校を通じて集約
事業担当 （担当部署） （電話番号）	教育総務課
	58-7353